1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

項	目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 建設労働 に対する理解 の促進、建設 業の魅力の発 信	(ア)建設業のイメージアップ、建設労働に対する理解の促進	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等) 支給金額:565,680千円(令和5 年度)】	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等) 支給金額:437,603千円(令和6 年12月末時点)】	・引き続き実施
	(イ)建設業 の魅力の発信、 その喚起のた めの取組	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等) 支給金額:565,680千円(令和5 年度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等) 支給金額:437,603千円(令和6 年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・若年者の建設業に対する理解や入職促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会をつくる建設業の「つなぐ化」事業を実施 【建設業若年者理解・定着促進事業 実施回数:148回(令和5年度)】	・若年者の建設業に対する理解や入職促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会をつくる建設業の「つなぐ化」事業を実施 【建設業若年者理解・定着促進事業 実施回数:140回(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
イ 建設キャ リアアム等の 進になる担い 手の確保・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(ア)普及・ 活用の推進	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」【令和6年3月開催】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」【4回開催(令和5年度)】を開催し、本システムの運営について検討	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」【令和7年3月開催予定】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」【2回開催(令和6年12月末時点)】を開催し、本システムの運営について検討	・引き続き実施
		・インセンティブ措置・モデル工事の導入等CCUSの活用 について、個別に行政機関と情報共有・意見交換を実施	・インセンティブ措置・モデル工事の導入等CCUSの活用 について、個別に行政機関と情報共有・意見交換を実施	・引き続き実施
		・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和5年6月15日開催】	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和6年6月20日開催】	・引き続き実施

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

項	目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ 建設キャ リアアップシ ステム等の推 進による担い	(ア)普及・ 活用の推進	・都道府県建産連等と連携し、都道府県レベルでの行政機関、建設業団体等との情報共有や意見交換、普及促進を実施【令和5年度 6回開催】	・都道府県建産連等と連携し、都道府県レベルでの行政機関、建設業団体等との情報共有や意見交換、普及促進を実施【令和6年度 4 回開催(令和6年12月末現在)】	・地域の実情を踏まえ、実施
手の確保・育成		・CCUSサテライト説明会を開催し、建設キャリアアップシステムの理解促進を図る情報発信を実施【23回開催、参加者数延べ1,271名(令和5年度)】	・CCUSサテライト説明会を開催し、建設キャリアアップシステムの理解促進を図る情報発信を実施【18回開催、参加者数延べ1,396名(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・CCUS利用者に対する助言等を行うCCUS認定アドバイザーを認定【認定者数:329名(令和5年3月末時点)】	・CCUS利用者に対する助言等を行うCCUS認定アドバイザーを認定【認定者数:337名(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・ハローワーク及び公的職業訓練施設利用者に対するリーフレットを活用した制度周知やハローワークにおける求職者に対するCCUS登録済み企業への応募を勧奨する取組を継続。また、求人票へのCCUSの取組の記載促進について、高卒用求人にも拡大	・ハローワーク及び公的職業訓練施設利用者に対するリーフレットを活用した制度周知やハローワークにおける求職者に対するCCUS登録済み企業への応募を勧奨する取組を継続。また、求人票へのCCUSの取組の記載促進について、高卒用求人にも拡大	・引き続き実施
		・労働局及びハローワークが行う建設事業主への雇用管理 指導援助の場面等において、必要に応じてCCUSの活用を 周知	・労働局及びハローワークが行う建設事業主への雇用管理 指導援助の場面等において、必要に応じてCCUSの活用を 周知	・引き続き実施
		・建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合に支援。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:29団体、支給金額:75,868千円(令和5年度)】	・建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合に支援。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:33団体、支給金額:27,480千円(令和6年12月末時点)】	・CCUSの普及が一定程度 進んだことから、中小建設 事業主を対象に、CCUSを 活用した雇用管理改善に対 する支援(建設キャリア アップシステム等活用促進 コース)に移行
		・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:38,876人(令和5年度)】	・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:34,727人(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・建設業の「つなぐ化」事業や建設労働者雇用支援事業の 実施に際し、参加者に対し、適宜、建設キャリアアップシ ステムを紹介	・建設業の「つなぐ化」事業や建設労働者雇用支援事業の 実施に際し、参加者に対し、適宜、建設キャリアアップシ ステムを紹介	・引き続き実施

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

項目		令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ 建設キャ リアアップシ ステム等の推 進による担い 手の確保・育	(イ)建設技 能者の能力評 価制度及び専 門工事企業の 施工能力等の	・都道府県や独法等発注工事においても、CCUSに関する インセンティブ措置を導入したモデル工事の実施を働きか け【39道府県、3独法、3高速道路会社が実施を表明(令 和5年3月末時点)】	・都道府県や独法等発注工事においても、CCUSに関するインセンティブ措置を導入したモデル工事の実施を働きかけ【46都道府県、4独法、4高速道路会社が実施を表明(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
成	見える化制度	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、50社超が導入または検討を実施(令和5年12月調査)。	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、60社超が導入または検討を実施(令和6年12月調査)。	・引き続き実施
		・建退共において、電子申請方式を開始。建設キャリア アップシステムで蓄積される就業履歴を連携し掛金を充当、 退職金給付の徹底と事務の効率化につなげる	・建退共において、電子申請方式を開始。建設キャリア アップシステムで蓄積される就業履歴を連携し掛金を充当、 退職金給付の徹底と事務の効率化につなげる	・更なる連携強化に向けて システム改修等を実施
		・CCUS応援自販機(CCUSカードのタッチにより飲料を提供)の取組みを継続して試行、元請建設企業の参加拡大 【応援自販機設置72現場(令和5年度)】	・CCUS応援自販機(CCUSカードのタッチにより飲料を提供)の取組みを継続して試行、元請建設企業の参加拡大 【応援自販機設置94現場(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・経営事項審査において、元請としてのCCUS取組状況の 評価を導入	・経営事項審査において、元請としてのCCUS取組状況の 評価を実施	・引き続き実施
		・CCUS技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行 を可能とするワンストップ申請の運用開始に向けて、主要 な専門工事業団体との事前調整を実施	・CCUS技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするワンストップ申請を運用開始【令和7年3月 予定】	・引き続き実施
		・CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組 を、優良事例として水平展開する「建設人材育成優良企業 表彰」第2回を実施【国土交通大臣賞4社、不動産・建設 経済局長賞4社、優秀賞14社入賞】	・CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組 を、優良事例として水平展開する「建設人材育成優良企業 表彰」第3回を実施【国土交通大臣賞4社、不動産・建設 経済局長賞4社、優秀賞(総合部門)11社、優秀賞(部門 別)9社入賞】	・引き続き実施
		・令和6年1月に1業種1団体の見える化評価基準を認定し、順次評価を開始。引き続きその他業種の評価基準策定を働きかけ。	・引き続きその他業種の評価基準策定を働きかけ。	・引き続き実施
	(ウ)マイナ ポータルを通 じた連携等	・デジタル庁において開発予定の国家資格等管理システム と、労働安全衛生法上の各種資格情報とを連携するため、 必要な調査を実施するとともに、国土交通省と連携して、 資格者証携行義務の一本化に向けた検討を実施	・デジタル庁が開発した国家資格等管理システムと、労働 安全衛生法上の各種資格情報とを連携するため、必要な調 査を実施するとともに、国土交通省と連携して、資格者証 携行義務の一本化に向けた検討を実施	・引き続き実施
		・建退共の電子申請システムと建設キャリアアップシステム間の就業履歴を元請企業が円滑に連携できるシステムの 運用	・建退共の電子申請システムと建設キャリアアップシステム間の就業履歴を元請企業が円滑に連携できるシステムの 運用	・更なる連携強化に向けて システム改修等を実施
				3

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ウ 若年労働者とのコミュニケー ションスキルの向上	・委託事業による雇用管理研修の実施により、熟練労働者と若年者が円滑なコミュニケーションをとりながら働くための労働環境づくりを支援 【建設労働者雇用支援事業(コミュニケーションスキル等の向上コース) 実施回数:94回、受講者数:506人(令和5年度)】	・委託事業による雇用管理研修の実施により、熟練労働者と若年者が円滑なコミュニケーションをとりながら働くための労働環境づくりを支援 【建設労働者雇用支援事業(コミュニケーションスキル等の向上コース) 実施回数:95回、受講者数:605人(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
エ 教育訓練の充実、キャリアパ スの提示	・人材開発支援助成金による技術検定に関する講習など建設労働者の技能向上のための実習を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コース支給件数:127,279件、支給金額:5,243,310千円(令和5年度)】	・人材開発支援助成金による技術検定に関する講習など建設労働者の技能向上のための実習を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コース支給件数:102,346件、支給金額:4,029,941千円(令和6年12月末時点)】 ・人材確保等支援助成金によるキャリアパスモデルの作成	・引き続き実施 ・引き続き実施
	等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:565,680千円(令和5年度)】	等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:437,603千円(令和6年12月末時点)】	JI C JULIC XJIB

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 就労環境の整備	・令和5年4月に施行された男性の育児休業取得状況の公表の義務化について周知啓発に努めつつ、引き続き、育児・介護休業法の適正な施行及び履行確保を図る	・男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を盛り込んだ改正育児・介護休業法の周知をするとともに、引き続き、育児・介護休業法の適正な施行及び履行確保を図る	・引き続き実施
	・男性の仕事と育児の両立支援の促進のため、労働者や人 事労務 担当者等を対象としたセミナー等を実施(イクメン プロジェクト)	・男性の仕事と育児の両立支援の促進のため、労働者や人 事労務 担当者等を対象としたセミナー等を実施(イクメン プロジェクト)	・事業内容を見直しつつ、 引き続き実施
	・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定・特例認定(くるみん、プラチナくるみん認定)の新認定基準及びトライくるみん制度の周知	・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定(くるみん、トライくるみん認定)・特例認定(プラチナくるみん認定)の新認定基準の周知	・引き続き実施
	・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定・特例認定(くるみん、プラチナくるみん認定)の取得促進【認定企業数:4,481件、特例認定企業数:630件(令和5年度)】	・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定(くるみん、トライくるみん認定)・特例認定(プラチナくるみん認定)の取得促進【認定企業数:4,749件、特例認定企業数:676件(令和6年9月末時点)】	・引き続き実施
	・両立支援等助成金(出生時両立支援コース・育児休業等 支援コース・育休中等業務代替支援コース)による男性労 働者の育児休業取得促進等に取り組む企業に対する支援	・両立支援等助成金(出生時両立支援コース・育児休業等 支援コース・育休中等業務代替支援コース)による男性労 働者の育児休業取得促進等に取り組む企業に対する支援	・引き続き実施
	・両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)による不 妊治療と仕事との両立に取り組む企業に対する支援 【両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース) 支給件 数:168件、支給金額:49,920千円(令和5年度)】	・両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)による不 妊治療と仕事との両立に取り組む企業に対する支援	・令和6年度限りで廃止。 「不妊治療及び女性の健康 課題対応両立支援コース」 に見直し。
	・男女雇用機会均等法の履行確保のため、事業主への指導、 法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争解決の援助等 を実施	・男女雇用機会均等法の履行確保のため、事業主への指導、 法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争解決の援助等 を実施	・引き続き実施
	・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護 休業法に基づくハラスメント防止措置の徹底	・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護 休業法に基づくハラスメント防止措置の徹底	・引き続き実施

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 就労環境の整備	・人材確保等支援助成金による女性専用トイレ・更衣室等の整備に取り組む建設事業主に対する支援。また、助成金の活用を促進するため、令和4年度に作成したリーフレットをわかりやすい内容・デザインにリニューアルし、建設事業主団体に制度内容を効果的に周知。 【作業員宿舎等設置助成コース(女性専用作業員施設設置経費助成) 支給件数:17件、支給金額:1,853千円(令和5年度)】	・人材確保等支援助成金による女性専用トイレ・更衣室等の整備に取り組む建設事業主に対する支援。一事業年度あたりの上限額を60万円から90万円に引き上げ、取組を促進。 【作業員宿舎等設置助成コース(女性専用作業員施設設置経費助成) 支給件数:13件、支給金額:1,354千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・不妊治療と仕事との両立に関する認定制度の創設(令和 4年4月)	・不妊治療と仕事との両立に関する認定制度の運用	・引き続き実施
イ 女性の入職促進	・人材確保等支援助成金による女性労働者の入職や定着の 促進に取り組む建設事業主等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(女性 労働者の入職促進) 支給金額:565,680千円(令和5年 度)】	・人材確保等支援助成金による女性労働者の入職や定着の 促進に取り組む建設事業主等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(女性 労働者の入職促進) 支給金額:437,603千円(令和6年 12月末時点)】	・引き続き実施
	・トライアル雇用助成金によるトライアル雇用を行った建設事業主に対する支援 【若年・女性建設労働者向けトライアル雇用助成コース支給件数:150件、支給金額:16,835千円(令和5年度)】	・トライアル雇用助成金によるトライアル雇用を行った建設事業主に対する支援 【若年・女性建設労働者向けトライアル雇用助成コース支給件数:90件、支給金額:9,980千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・建設業への入職の促進も含めて、女性求職者等が企業情報を収集し企業選択ができるよう、「女性の活躍推進企業データベース」のスマートフォン版を含めた運用や検索機能の充実及び業種研究イベントの実施	・建設業への入職の促進も含めて、女性求職者等が企業情報を収集し企業選択ができるよう、「女性の活躍推進企業データベース」のスマートフォン版を含めた運用や検索機能の充実及び業種研究イベントの実施	・引き続き実施
	・女性の入職及び定着の促進に向けて柔軟な働き方につい ての事例集を作成	・女性の入職及び定着等の促進に向けて、新たな計画を策 定中	・引き続き実施

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ウ 女性の活躍推進	・女性活躍推進法に基づく女性活躍推進企業としての厚生 労働大臣の認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定)の取 得促進、女性活躍推進法の履行確保	・女性活躍推進法に基づく女性活躍推進企業としての厚生 労働大臣の認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定)の取 得促進、女性活躍推進法の履行確保	・引き続き実施
	・令和4年に義務付けられた、101人以上企業への女性活躍推進法に基づく行動計画策定義務や301人以上企業への男女の賃金の差異の情報公表義務の履行確保	・令和4年に義務付けられた、101人以上企業への女性活躍推進法に基づく行動計画策定義務や301人以上企業への男女の賃金の差異の情報公表義務の履行確保	・引き続き実施
	・行動計画策定義務の拡大や男女の賃金の差異の公表義務 化を踏まえ、個別企業の雇用管理状況に応じた、女性活躍 に向けた取組の内容のあり方などについてコンサルティン グを実施	・行動計画策定義務の拡大や男女の賃金の差異の公表義務 化を踏まえ、個別企業の雇用管理状況に応じた、女性活躍 に向けた取組の内容のあり方などについてコンサルティン グを実施	・引き続き実施
	・女性の入職及び定着の促進に向けて柔軟な働き方につい ての事例集を作成(再掲)	・女性の入職及び定着等の促進に向けて、新たな計画を策 定中(再掲)	・引き続き実施

(3) 高年齢労働者の活躍の促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 高年齢者雇用安定法の周知	・各労働局・ハローワークにおいて継続雇用制度導入等の 措置義務の実施に関する指導・助言 【建設業における雇用確保措置の実施状況:99.9%(令和 5年6月1日時点(全国の常時雇用する労働者が21人以上 の企業))】 【建設業における70歳までの就業確保措置の実施状況: 40.6%(令和5年6月1日時点(全国の常時雇用する労働 者が21人以上の企業))】	・各労働局・ハローワークにおいて継続雇用制度導入等の 措置義務の実施に関する指導・助言 【建設業における雇用確保措置の実施状況:99.9%(令和6年6月1日時点(全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業))】 【建設業における70歳までの就業確保措置の実施状況:43.6%(令和6年6月1日時点(全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業))】	・引き続き実施
イ 雇用管理に関する支援	・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構において、事業 主に対して、70歳雇用推進プランナー等による高年齢従業 員に係る雇用管理の改善等に関する相談・助言等を実施	・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構において、事業 主に対して、70歳雇用推進プランナー等による高年齢従業 員に係る雇用管理の改善等に関する相談・助言等を実施	・引き続き実施
	・65歳超雇用推進助成金による定年の引上げ等の実施や高年齢従業員の雇用管理制度の導入等の整備等の取組に対する支援 【65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース、高年齢者評価制度等雇用管理改善コース) 支給件数:1,814件、支給金額:711,394千円(令和5年度)】	・65歳超雇用推進助成金による定年の引上げ等の実施や高年齢従業員の雇用管理制度の導入等の整備等の取組に対する支援 【65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース、高年齢者評価制度等雇用管理改善コース) 支給件数:1,183件、支給金額:470,475千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(4) ハローワークにおける支援

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア マッチング支援	・全国の主要なハローワークに人材確保支援の総合窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置し、建設関連職種を 含めた人材不足分野の未充足求人へのフォローアップの徹	・全国の主要なハローワークに人材確保支援の総合窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置し、建設関連職種を 含めた人材不足分野の未充足求人へのフォローアップの徹	・引き続き実施
イ 「人材確保対策コーナー」に おける支援	底等人材確保支援を実施	底等人材確保支援を実施	

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 安定就労の確保

項	目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 雇用関係の明確化		・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における雇い入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を支援 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:205回、受講者数:6,042人(令和5年度)】	・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における雇い入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を支援 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:190回、受講者数:5,173人(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・雇入通知書の交付等による労働条件の明示について、各 都道府県労働局等で実施している「建設雇用改善推進会 議」や建設事業主への雇用管理指導援助の場面等で徹底	・雇入通知書の交付等による労働条件の明示について、各 都道府県労働局等で実施している「建設雇用改善推進会 議」や建設事業主への雇用管理指導援助の場面等で徹底	・引き続き実施
		・定期監督等において労働基準法第15条違反に係る是正指 導	・定期監督等において労働基準法第15条違反に係る是正指 導	・引き続き実施
イ いわゆる 「一人親方」 の適正化	(ア) 労働関 係法令の適用 についての周 知・啓発	・個別の事例に応じ、労働基準法関係法令に規定する労働者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、事業主に対して、労働基準法関係法令の遵守について適切に指導	・個別の事例に応じ、労働基準法関係法令に規定する労働者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、事業主に対して、労働基準法関係法令の遵守について適切に指導	・引き続き実施
	74 170	・一人親方向けの労災特別加入制度の概要や作業時の安全 確保に関するリーフレット及び事業者向けの一人親方に係 る労災保険の適用に関するリーフレットによる周知を実施	・一人親方向けの労災特別加入制度の概要や作業時の安全 確保に関するリーフレット及び事業者向けの一人親方に係 る労災保険の適用に関するリーフレットによる周知を実施	・引き続き実施
		・一人親方に対する安全衛生に関する知識習得支援 【安全衛生教育の実施及び現場の巡回指導 指導件数: 2,445件(令和5年度)】	・一人親方に対する安全衛生に関する知識習得支援 【安全衛生教育の実施及び現場の巡回指導 指導件数: 1,239件(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 安定就労の確保

項	目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ いわゆる 「一人親方」 の適正化	(ア) 労働関 係法令の適用 についての周 知・啓発	・一人親方を対象に、建設業の一人親方問題に関する検討会「中間取りまとめ」および「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容を踏まえた説明会を開催【開催数:13回、参加者数:各50~100名】	・一人親方等を対象に、建設キャリアアップシステム処遇 改善推進協議会「一人親方の取組に関する申合せ」および 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等の内 容を踏まえた説明会を開催【開催数:3回(計10回予定)、参 加者数:各200~700名】	・引き続き実施
	(イ)一人親 方問題に関す る検討会	・一人親方本人を対象とした調査を実施し、一人親方の働き方の実態を把握し、調査結果を踏まえて一人親方問題に関する検討会を開催【令和6年1月31日開催】	・令和6年1月開催の建設業の一人親方問題に関する検討会を踏まえ、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会にて、「一人親方の取組に関する申合せ」を実施。【令和6年6月20日実施】	・引き続き実施
		・一人親方を対象に、建設業の一人親方問題に関する検討会「中間取りまとめ」および「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容を踏まえた説明会を開催【開催数:13回、参加者数:各50~100名】(再掲)	・一人親方等を対象に、建設キャリアアップシステム処遇 改善推進協議会「一人親方の取組に関する申合せ」および 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等の内 容を踏まえた説明会を開催【開催数:3回(計10回予定)、参 加者数:各200~700名】(再掲)	・引き続き実施
ウ 業務請負等の適正化		・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における建設労働者雇用改善法や労働関係法令等に関する知識の習得・向上を支援 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:205回、受講者数:6,042人(令和5年度)】 (再掲)	・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における建設労働者雇用改善法や労働関係法令等に関する知識の習得・向上を支援 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:190回、受講者数:5,173人(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・「労働者派遣事業・請負を適正に行うためのガイド」の 冊子を各都道府県労働局に配布し、法違反防止の周知啓発	・「労働者派遣事業・請負を適正に行うためのガイド」の 冊子を各都道府県労働局に配布し、法違反防止の周知啓発	・引き続き実施
		・法違反が疑われる事案については、各労働局を通じて指 導監督を実施	・法違反が疑われる事案については、各労働局を通じて指 導監督を実施	・引き続き実施
エ 不安定な雇用 対する対応	用形態の労働者に	・通年雇用助成金、通年雇用促進支援事業の実施等による 季節労働者の通年雇用を促進、出稼ぎ就労者に対する職業 相談・適格紹介の実施	・通年雇用助成金、通年雇用促進支援事業の実施等による 季節労働者の通年雇用を促進、出稼ぎ就労者に対する職業 相談・適格紹介の実施	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(2) 働き方改革の推進

項	ĪΕ	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 働き方改 革の基本的取 組	(ア)業界全般への理解・浸透	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請	・引き続き実施
		・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、公共工事・民間工事を問わず「工期に関する基準」の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施	・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を踏まえ、規制の遵守を図るべく「工期に関する基準」を改定するとともに、同基準の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施	・引き続き実施
		・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施	・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施	・引き続き実施
	(イ)働き方 改革を通じた 担い手確保	・建設キャリアアップシステムに技能者の労働状況を一覧 で確認できる機能を整備し、週休2日モデル工事などの履 行状況の確認に活用	・建設キャリアアップシステムに技能者の労働状況を一覧 で確認できる機能を整備し、週休2日モデル工事などの履 行状況の確認に活用	・引き続き実施
		・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請(再掲)	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請(再掲)	・引き続き実施
		・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、公共工事・民間工事を問わず「工期に関する基準」の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、規制の遵守を図るべく「工期に関する基準」を改定するとともに、同基準の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・引き続き実施
		・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・引き続き実施
		・現下の課題である時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりが必要との問題意識の下、魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上などの分野において、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において中間とりまとめを実施(令和5年9月)	・昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところ、処遇改善、資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上を大きな柱に、「持続可能な建設業」の実現に向け、建設業法を改正(令和6年6月)	・改正法の全部施行に向け、 現場技能者に適正な賃金を 行き渡らせるための制度の 具体化を進める

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(2) 働き方改革の推進

項	ĪΒ	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 働き方改 革の基本的取 組	(イ)働き方 改革を通じた 担い手確保	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:565,680千円(令和5年度)】	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:437,603千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約77,000件の内数(令和5年度)】	・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約56,000件の内数(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	(ウ)適切な 賃金水準の維 持のための業 務効率化の推 進、生産性の 向上	・人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金において 生産性の向上に取り組んだ建設事業主に対する支援。令和 5年度から生産性要件を賃金引上げ要件に見直し(生産性 要件は経過措置) 【生産性向上に関する上乗助成 支給件数:778件、支給 金額:5,355千円(令和5年度)】	・人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金において 生産性の向上に取り組んだ建設事業主に対する支援 【生産性向上に関する上乗助成 支給件数:195件、支給 金額:2,322千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
		・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約77,000件の内数(令和5年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談件数:約56,000件の内数(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・「技術者制度の見直し方針」(令和4年5月31日)に基づき、実務経験による技術者要件の緩和を行った	・「技術者制度の見直し方針」(令和4年5月31日)に基づき、情報通信機器の活用等による技術者要件の合理化を行った	・過年度の実施した技術者 要件に関する周知を実施
イ 長時間労 働の改善	(ア) ワー ク・ライフ・ バランスの推 進 (イ) 過重労	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:565,680千円(令和5年度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:437,603千円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
	働の改善	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:4,095件、支給金額:5,028,657千円(令和5 年度)】	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:978件、支給金額:1,437,758千円(令和6年 12月末時点)】	・引き続き実施
		・「働き方・休み方改善コンサルタント」について、特に時間外労働が長い事業場や年次有給休暇の取得率が低い事業場に対して、その要因や改善策の自主的な検討、実施について技術的な支援を実施	・「働き方・休み方改善コンサルタント」について、特に時間外労働が長い事業場や年次有給休暇の取得率が低い事業場に対して、その要因や改善策の自主的な検討、実施について技術的な支援を実施	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(2) 働き方改革の推進

項	ĪΕ	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ 長時間労 働の改善	(ウ)時間外 労働の上限規 制の適用を見 据えた取組	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:4,095件、支給金額:5,028,657千円(令和5 年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:978件、支給金額:1,437,758千円(令和6年 12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約77,000件の内数(令和5年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約56,000件の内数(令和6年12月末時点)】(再 掲)	・引き続き実施
	(エ)勤務間 インターバル 制度	・制度を導入する際に参考となるリーフレット・導入マ ニュアル(建設業種版)の周知	・制度を導入する際に参考となる企業事例や導入マニュア ル(建設業種版)の周知	・引き続き実施
	市功反	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:4,095件、支給金額:5,028,657千円(令和5 年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:978件、支給金額:1,437,758千円(令和6年 12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約77,000件の内数(令和5年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援センターの個別相談等の実施【相談 件数:約56,000件の内数(令和6年12月末時点)】(再 掲)	・引き続き実施
	(オ)長時間 労働の改善へ の取組	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその 場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよ う、地方公共団体に要請(再掲)	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその 場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよ う、地方公共団体に要請(再掲)	・引き続き実施
		・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、公共工事・民間工事を問わず「工期に関する基準」の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、規制の遵守を図るべく「工期に関する基準」を改定するとともに、同基準の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・引き続き実施
		・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(2) 働き方改革の推進

項	[目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和 7 年度)
ウ 完全週休 2日制の取得促 体 後	(ア)完全週 休2日制の普 及	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:565,680千円(令和5年度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金による完全週休2日制度など労働時間の削減に資する制度の普及等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評価・処遇制度等の普及) 支給金額:437,603千円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等に対する助成 【支給件数:4,095件、支給金額:5,028,657千円(令和5 年度)】(再掲)	・働き方改革推進支援助成金による労働時間短縮や、年次 有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入等に 向けた環境整備に取り組む中小企業主等に対する助成 【支給件数:978件、支給金額:1,437,758千円(令和6年 12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・「働き方・休み方改善コンサルタント」について、特に時間外労働が長い事業場や年次有給休暇の取得率が低い事業場に対して、その要因や改善策の自主的な検討、実施について技術的な支援を実施	・「働き方・休み方改善コンサルタント」について、特に時間外労働が長い事業場や年次有給休暇の取得率が低い事業場に対して、その要因や改善策の自主的な検討、実施について技術的な支援を実施	・引き続き実施
	(イ)4週8 閉所の実現	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請(再掲)	・地方公共団体発注工事において、週休2日の確保やその 場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映するよう、地方公共団体に要請(再掲)	・引き続き実施
		・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、公共工事・民間工事を問わず「工期に関する基準」の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、規制の遵守を図るべく「工期に関する基準」を改定するとともに、同基準の周知徹底を図るなど、適正な工期の確保に向けた取組を様々な機会を捉えて実施(再掲)	・引き続き実施
		・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・特に、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対しても、建設企業が週休2日等を確保できるような適正な工期設定について、様々な機会を通じて働きかけを実施(再掲)	・引き続き実施

(3)賃金の改善

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
CCUS等の推進による賃金水準の 改善	・建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に参加する各建設業者団体の会員企業等に対して「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」を実施し、法定福利費の内訳明示の促進に向けた取組についてフォローアップ(令和6年2月実施)	・建設業許可業者を対象に「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、法定福利費の受取状況について把握【令和6年11月実施、集計中】	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(3)賃金の改善

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
CCUS等の推進による賃金水準の 改善	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、50社超が導入または検討を実施。(令和5年12月調査)(再掲)	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、60社超が導入または検討を実施。(令和6年12月調査)(再掲)	・引き続き実施
	・建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表(令和5年6月)	・建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表(令和5年6月)	・引き続き実施
	・現下の課題である資材価格高騰に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりが必要との問題意識の下、適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保などの分野において、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において中間とりまとめを実施(令和5年9月)	・昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところ、処遇改善、資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上を大きな柱に、「持続可能な建設業」の実現に向け、建設業法を改正(令和6年6月)(再掲)	・改正法の全部施行に向け、 現場技能者に適正な賃金を 行き渡らせるための制度の 具体化を進める。
	・建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:29団体、支給金額:75,868千円(令和5年度)】	・建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:33団体、支給金額:27,480千円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・CCUSの普及が一定程度 進んだことから、中小建設 事業主を対象に、CCUSを 活用した雇用管理改善に対 する支援(建設キャリア アップシステム等活用促進 コース)に移行
	・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:38,876人(令和5年度)】(再掲)	・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:34,727人(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
	・人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金において 賃金向上の取組を行った建設事業主に対する支援。令和 5 年度から生産性要件を賃金向上要件に見直し。 【賃金向上・資格等手当に関する上乗助成 支給件数:12 件、支給金額:102千円(令和 5 年度)】	・人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金において 賃金向上の取組を行った建設事業主に対する支援。 【賃金向上・資格等手当に関する上乗助成 支給件数: 102件、支給金額:798千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 労働保険の適用促進 イ 社会保険の適用促進	・労働保険の「未手続事業ー掃対策」として、関係事業主 団体等と連携した啓発・指導の推進、自主的に保険関係の 成立手続を取らない事業主に対する職権による成立等の手 続の実施	・労働保険の「未手続事業―掃対策」として、関係事業主 団体等と連携した啓発・指導の推進、自主的に保険関係の 成立手続を取らない事業主に対する職権による成立等の手 続の実施	・引き続き実施
	・労災保険「特別加入制度のしおり」(中小事業主等、一 人親方等、海外派遣者等)の作成、周知	・労災保険「特別加入制度のしおり」(中小事業主等、一 人親方等、海外派遣者等)の作成、周知	・引き続き実施
	・国土交通省と連携した建設業の社会保険未加入対策の実施(社会保険の加入状況の照会に対する回答、国土交通省からの通報により、日本年金機構は加入指導等を実施)	・国土交通省と連携した建設業の社会保険未加入対策の実施(社会保険の加入状況の照会に対する回答、国土交通省からの通報により、日本年金機構は加入指導等を実施)	・引き続き実施
ウ 建設業退職金共済制度の加入 促進	・過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請、 共済契約者に対する共済証紙の適正な貼付及び電子申請による掛金充当の指導	・過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請、 共済契約者に対する共済証紙の適正な貼付及び電子申請に よる掛金充当の指導	・引き続き実施
	・受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底	・受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底	・引き続き実施
	・ダイレクトメール、広報誌等へ記事の掲載、掛金助成等 による加入勧奨	・ダイレクトメール、広報誌等へ記事の掲載、掛金助成等 による加入勧奨	・引き続き実施
	・公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金収納書」、「建退共加入履行証明書」、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」及び「工事別共済証紙受払簿」の 徴取等の要請	・公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金収納書」、「建退共加入履行証明書」、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」及び「工事別共済証紙受払簿」の 徴取等の要請	・引き続き実施
	・ハローワーク、公共職業能力開発施設の利用者に対し、 リーフレットを活用し、CCUS制度と一体的に建設業退職 金共済制度を周知	・ハローワーク、公共職業能力開発施設の利用者に対し、 リーフレットを活用し、CCUS制度と一体的に建設業退職 金共済制度を周知	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ウ 建設業退職金共済制度の加入 促進	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会」【令和6年3月開催】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」 【4回開催(令和5年度)】を開催し、本システムの運営について検討(再掲)	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」【令和7年3月開催予定】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」【2回開催(令和6年12月末時点)】を開催し、本システムの運営について検討(再掲)	・引き続き実施
	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和5年6月15日開催】(再掲)	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和6年6月20日開催】(再掲)	・引き続き実施
	・建退共の電子申請方式の導入に伴い、就労実績報告作成ツールを利用して、CCUSで蓄積された就業履歴を元に効率的に就労状況報告書を作成し、就労実績の把握・報告を確実にするなど、建退共とCCUSとの連携を推進	・建退共の電子申請方式の導入に伴い、就労実績報告作成ツールを利用して、CCUSで蓄積された就業履歴を元に効率的に就労状況報告書を作成し、就労実績の把握・報告を確実にするなど、建退共とCCUSとの連携を推進	・更なる連携強化に向け システム改修等を実施
	・電子申請の状況【電子申請利用(ログイン)共済契約者数:41,403件(令和5年度)】	・電子申請の状況【電子申請利用(ログイン)共済契約者数:46,138件(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・電子申請方式の普及のため、共済契約者へのさらなる周 知	・電子申請方式の普及のため、共済契約者へのさらなる周 知	・引き続き実施
	・多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催し、電子申請方式の利用促進を図る【97回開催(令和5年度)】	・多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催し、電子申請方式の利用促進を図る【40回開催(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(5) 労働災害の防止

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 墜落・転落災害の防止	・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について 安全衛生専門家による技術的な助言・支援【建設現場320 現場で実施(令和5年度)】	・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について 安全衛生専門家による技術的な助言・支援【建設現場327 現場で実施(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・墜落災害防止に関する研修会の実施【研修会実施回数52 回(令和5年度)】	・墜落災害防止に関する研修会の実施【研修会実施回数44回(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
イ 健康確保対策の推進	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者 への医師による面接指導等、労働者の健康管理等の措置に ついて周知・指導の実施	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者 への医師による面接指導等、労働者の健康管理等の措置に ついて周知・指導の実施	・引き続き実施
	・労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供について周知・指導の実施	・労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供について周知・指導の実施	・引き続き実施
	・労働局、労働基準監督署において、事業場のメンタルへ ルス対策の取組の促進のための周知、指導の実施	・労働局、労働基準監督署において、事業場のメンタルへ ルス対策の取組の促進のための周知、指導の実施	・引き続き実施
	・都道府県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける各種支援の実施【令和5年度】	・都道府県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける各種支援の実施【令和6年12月末時点】	・引き続き実施
	事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応等 【メンタルヘルス不調者相談:600人】 メンタルヘルス対策に関する研修・教育等 【産業保健関係者への専門的研修:4,489回の内数】 【管理監督者向けメンタルヘルス教育:895回】 【若年労働者向けメンタルヘルス教育:670回】 【事業者向けセミナー:998回の内数】 【事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援:3,359件】 小規模事業場のストレスチェック実施後の集団分析結果 を活用した職場環境改善等への助成	事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応等 【メンタルヘルス不調者相談:410人】 メンタルヘルス不調者相談:410人】 メンタルヘルス対策に関する研修・教育等 【産業保健関係者への専門的研修:3,483回の内数】 【管理監督者向けメンタルヘルス教育:793回】 【若年労働者向けメンタルヘルス教育:627回】 【事業者向けセミナー:905回の内数】 【事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援:3,211件】 小規模事業場のストレスチェック実施後の集団分析結果 を活用した職場環境改善等への助成	
	・ポータルサイト「こころの耳」を通じた、働く人のメンタルヘルスに関する情報提供、取組事例の収集・公表、メール相談・電話相談等の受付、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きの周知等	・ポータルサイト「こころの耳」を通じた、働く人のメンタルヘルスに関する情報提供、取組事例の収集・公表、メール相談・電話相談等の受付、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きの周知等	・引き続き実施
ウ 熱中症の予防	・建設業も含め熱中症予防対策の徹底に関する周知啓発のため、全国で「STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを実施(令和5年5~9月)	・建設業も含め熱中症予防対策の徹底に関する周知啓発のため、全国で「STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを実施(令和6年5~9月)	・引き続き実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(5) 労働災害の防止

項	ĪΕ	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
エ 石綿による健康障害の防止		・石綿使用建築物等の解体等への指導【指導件数:3,023件 (令和5年)】	・石綿使用建築物等の解体等への指導【指導件数:集計中 (令和6年)】	・引き続き実施
		・再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のためのパトロールの実施【実施件数:3,804件(令和5年)※上期及び下期に実施した件数の合計値を計上】	・再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のためのパトロールの実施【実施件数:3,534件(令和6年)※上期及び下期に実施した件数の合計値を計上】	・引き続き実施
オ 高年齢労 働者、外国人 労働者の労働 災害の防止	(ア)高年齢 労働者の取組	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者 への医師による面接指導等、労働者の健康管理等の措置に ついて周知・指導の実施	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者 への医師による面接指導等、労働者の健康管理等の措置に ついて周知・指導の実施	・引き続き実施
火告の防止		・労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供について周知・指導の実施	・労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供について周知・指導の実施	・引き続き実施
	(イ)外国人 労働者の取組	・外国人労働者の安全衛生管理のポイントや、これまで作成した安全衛生教育に使用できる母国語教材の周知に向けて、外国人労働者を使用する事業者向けの安全衛生管理セミナーを開催した	・外国人労働者の安全衛生管理のポイントや、これまで作成した安全衛生教育に使用できる母国語教材の周知に向けて、外国人労働者を使用する事業者向けの安全衛生管理セミナーを開催した	・引き続き実施
カ 建設工事従 ³ 生の確保	事者の安全及び衛	・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について 安全衛生専門家による技術的な助言・支援【建設現場320 現場で実施(令和5年度)】(再掲)	・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について 安全衛生専門家による技術的な助言・支援【建設現場327 現場で実施(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・墜落災害防止に関する研修会の実施【研修会実施回数52 回(令和5年度)】(再掲)	・墜落災害防止に関する研修会の実施【研修会実施回数44 回(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当 者会議の実施	・地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当 者会議の実施	・引き続き実施
		・一人親方に対する安全衛生に関する知識習得支援【安全 衛生教育の実施及び現場の巡回指導 指導件数:2,445件 (令和5年度)】(再掲)	・一人親方に対する安全衛生に関する知識習得支援【安全 衛生教育の実施及び現場の巡回指導 指導件数:1,239件 (令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・建設職人基本法基本計画の見直しを検討	・建設職人基本法基本計画の見直しを検討	・引き続き実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主等の行う職業能力開発の推進

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 認定職業訓練をはじめとする 在職者訓練の実施	・人材開発支援助成金による教育訓練等を実施した建設事業主等に対する支援【建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース 支給件数:127,279件、支給金額:5,243,310千円(令和5年度)】	・人材開発支援助成金による教育訓練等を実施した建設事業主等に対する支援【建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース 支給件数:102,346件、支給金額:4,029,941千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・認定訓練助成事業費補助金の交付による認定職業訓練の実施支援	・認定訓練助成事業費補助金の交付による認定職業訓練の実施支援	・引き続き実施
	・中小事業主等に対する職業訓練指導員の派遣、施設設備 の貸与等の実施	・中小事業主等に対する職業訓練指導員の派遣、施設設備 の貸与等の実施	・引き続き実施
	・人材確保等支援助成金による広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成) 支給件数:6件、支給金額:56,486千円(令和5年度)】	・人材確保等支援助成金による広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成) 支給件数:8件、支給金額:118,786千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・引き続き実施
	・人材開発支援助成金の「認定実習併用職業訓練」にて引き続き助成を実施	・人材開発支援助成金の「認定実習併用職業訓練」にて引き続き助成を実施	・引き続き実施
	・公的職業訓練(建設人材育成コース)の実施 【開講コース:26コース(令和6年3月末時点)】	・公的職業訓練(建設人材育成コース)の実施 【開講コース:15コース(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
イ 技能労働者のキャリア形成に 向けた支援	・人材確保等支援助成金によるキャリアパスモデルの作成 等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評 価・処遇制度等の普及) 支給金額:565,680千円(令和 5年度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金によるキャリアパスモデルの作成 等に取り組む建設事業主団体等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(評 価・処遇制度等の普及) 支給金額:437,603千円(令和 6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
	・人材開発支援助成金による若年労働者への訓練を実施した建設事業主等に対する助成 【建設労働者技能実習コース 支給件数:126,074件、支給金額:4,746,832千円(令和5年度)】	・人材開発支援助成金による若年労働者への訓練を実施した建設事業主等に対する助成 【建設労働者技能実習コース 支給件数:101,375件、支給金額:3,579,547千円(令和6年12月末時点)】 >	・引き続き実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主等の行う職業能力開発の推進

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ウ 情報技術を活用した能力開発	・デジタル田園都市国家構想総合戦略等を踏まえ、ものづくり分野におけるDX・GXに対応した公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・デジタル田園都市国家構想総合戦略等を踏まえ、ものづくり分野におけるDX・GXに対応した公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・引き続き実施
エ 生産性向上、多能工化に資す る職業訓練の実施	・人材開発支援助成金による教育訓練等を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース支給件数:127,279件、支給金額:5,243,310円(令和5年度)】(再掲)	・人材開発支援助成金による教育訓練等を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース支給件数:102,346件、支給金額:4,029,941円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施

(2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア キャリアコンサルティング機 会の確保	・キャリアコンサルティングの普及促進 【キャリアコンサルタント登録者数:72,567人(令和 6 年 3 月末時点)】	・キャリアコンサルティングの普及促進 【キャリアコンサルタント登録者数:77,204人(令和6年 12月末時点)】	・引き続き実施
イ 自律的・主体的な学びの支援	・ジョブ・カード活用の推進 【ジョブ・カード作成者数(全産業) : 288,161人(令和 6年3月末時点)】	・ジョブ・カード活用の推進 【ジョブ・カード作成者数(全産業):193,070人(令和 6年11月末時点(速報値))】	・引き続き実施
	・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座の指定を 実施 指定講座数(令和5年10月1日時点) 【一般教育訓練指定講座数:11,833講座】 【特定一般教育訓練指定講座数:573講座】 【専門実践教育訓練指定講座数:2,861講座】 ※上記指定講座は建設労働者以外も受講可能	・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座の指定を 実施 指定講座数(令和6年10月1日時点) 【一般教育訓練指定講座数:12,111講座】 【特定一般教育訓練指定講座数:801講座】 【専門実践教育訓練指定講座数:3,011講座】 ※上記指定講座は建設労働者以外も受講可能	・引き続き実施

(3) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

項目	令和 5 年度実施状況 	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
建設業を担う人材に対する職業訓	・離転職者、新卒者、未就職卒業者等について、座学、実習等の訓練から就職支援までをパッケージとして行い、建設業界の人手不足解消を支援する事業の実施	・離転職者、新卒者、未就職卒業者等について、座学、実習等の訓練から就職支援までをパッケージとして行い、建設業界の人手不足解消を支援する事業の実施	・引き続き実施
練の実施	【建設労働者育成支援事業 契約額:475,200千円(令和5年度)】	【建設労働者育成支援事業 契約額:429,000千円(令和6年度)】	20

3 職業能力開発の促進、技能継承

(4) 熟練技能の維持・継承及び活用

項	目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 技能継承 の促進	(ア)技能検 定制度の実施	・ものづくり分野の技能検定について、若者の実技試験受 検料の減免措置を実施	・ものづくり分野の技能検定について、若者の実技試験受 検料の減免措置を実施	・引き続き実施
	(イ) ものづくりマイスター制度等を通じた若年者技能の振興	・「ものづくりマイスター」の派遣による若年技能者への 実技指導等 【建設関係職種ものづくりマイスター認定者数: 延6,911人(令和5年度)】 【建設関係職種ものづくりマイスター実技指導実績: 4,466人日(令和5年度)】	・「ものづくりマイスター」の派遣による若年技能者への 実技指導等 【建設関係職種ものづくりマイスター認定者数: 延7,069人(令和6年12月末時点(速報値))】 【建設関係職種ものづくりマイスター実技指導実績: 4,107人日(令和6年12月末時点(速報値))】	・引き続き実施
	(ウ) 技能五 輪大会等を通 じた技能の魅 力等の啓発	・若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリの開催 ・卓越した技能者(現代の名工)の表彰【150人選定(令和5年度)】	・若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリの開催 ・卓越した技能者(現代の名工)の表彰【138人選定(令和6年度)】	・引き続き実施 ・引き続き実施
		・優秀な技能者の表彰 【優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター): 459名 (令和5年度)】 【青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニ アマスター):121名(令和5年度)】	・優秀な技能者の表彰 【優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター): 452名 (令和6年度)】 【青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニ アマスター): 121名(令和6年度)】	・引き続き実施
	(エ) 児童・ 生徒、親に対 するイベント 等の実施	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等)支給金額:565,680千円(令和5年 度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金による建設業の役割・魅力を伝え 理解を促進するための啓発活動等に取り組む建設事業主等 に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(魅力 を伝える啓発活動等)支給金額:437,603千円(令和6年 12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
		・若年者の建設業に対する理解や入職促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会をつくる建設業の「つなぐ化」事業を実施 【建設業若年者理解・定着促進事業 実施回数:148回(令和5年度)】(再掲)	・若年者の建設業に対する理解や入職促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会をつくる建設業の「つなぐ化」事業を実施 【建設業若年者理解・定着促進事業 実施回数:140回(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
イ 若年者に対す	ける技能指導	・人材開発支援助成金による熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練を実施した建設事業主等に対して引き続き助成 【建設労働者認定訓練コース 支給件数:1,205件、支給金額:508,878千円(令和5年度)】	・人材開発支援助成金による熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練を実施した建設事業主等に対して引き続き助成 【建設労働者認定訓練コース 支給件数:971件、支給金額:450,394千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(5) デジタル人材の育成

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
建設業を担う人材に対する職業訓 練の実施	・人材開発支援助成金による技能継承にかかる指導方法の向上のための講習を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者技能実習コース 支給件数:126,074件、支給金額:4,733,989千円(令和5年度)】	・人材開発支援助成金による技能継承にかかる指導方法の向上のための講習を実施した建設事業主等に対する支援 【建設労働者技能実習コース 支給件数:101,375件、支給金額:3,579,547千円(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・IT人材の育成のため、企業内訓練の高度化や高等教育等 の受講支援	・IT人材の育成のため、企業内訓練の高度化や高等教育等 の受講支援	・引き続き実施
	・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する全国の「生産性向上人材育成支援センター」(87ヶ所)において、あらゆる産業分野で必要とされる生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティングなどの幅広い分野の訓練を実施【受講者数:65,483人(令和5年度)】	・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する全国の「生産性向上人材育成支援センター」(87ヶ所)において、あらゆる産業分野で必要とされる生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティングなどの幅広い分野の訓練を実施【受講者数:53,352人(令和6年12月末時点)】	・引き続き実施
	・地域の労使団体、大学を含む教育訓練機関、労働局、都 道府県、職業紹介事業者など、幅広い関係者による地域職 業能力開発促進協議会を法定化(令和4年10月施行)。第 1回を令和5年10月から11月にかけて、第2回を令和6年 2月から3月にかけて全都道府県で開催。	・地域の労使団体、大学を含む教育訓練機関、労働局、都 道府県、職業紹介事業者など、幅広い関係者により構成さ れる地域職業能力開発促進協議会について、第1回を令和 6年10月から11月にかけて全都道府県で開催。第2回を令 和7年2月から3月にかけて全都道府県で開催予定	・引き続き実施

4 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

項	ĪΕ	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 従前の取 組の推進	(ア)雇用改 善の推進	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和5年6月15日開催】(再掲)	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和6年6月20日開催】(再掲)	・引き続き実施
	(イ)適正な 賃金支払い、 労働時間の短 縮等に向けた	・地方公共団体に対して、総務省と連名で「安定的・持続的な公共投資の確保」、「適正な予定価格の設定」、「ダンピング対策の更なる徹底」等を要請(令和5年11月)	・地方公共団体に対して、総務省と連名で「安定的・持続的な公共投資の確保」、「適正な予定価格の設定」、「ダンピング対策の更なる徹底」等を要請(令和6年12月)	・引き続き実施
	取組	・全地方公共団体における施工時期の平準化率と具体的な 取組状況やダンピング対策の取組状況を「見える化」して 公表(ダンピング:令和6年3月、平準化:令和6年3 月)	・全地方公共団体における施工時期の平準化率と具体的な取組状況やダンピング対策の取組状況を「見える化」して公表(ダンピング:令和6年度中予定、平準化:令和6年度中予定)	・引き続き実施
		・施工時期の平準化やダンピング受注の防止など、全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを行う(令和5年11月)とともに、全国町村議会議長会会員専用HPを活用し、町村議会の議長に対する働きかけ(同年12月)を実施	・施工時期の平準化やダンピング受注の防止など、全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを行う(令和6年11月)とともに、全国町村議会議長会会員専用HPを活用し、町村議会の議長に対する働きかけ(令和7年1月)を実施	・引き続き実施
		・適正な請負代金や工期等による契約が締結できる環境を整備するため、現場レベルでの意識の浸透が着実に進むよう、請負代金の設定や工期の確保等の状況について、モニタリング調査を実施(令和5年4月~令和6年3月)	・適正な請負代金や工期等による契約が締結できる環境整備や、技能労働者の適正な労務費の確保に向けて、個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、請負代金の設定や工期の確保等の状況について、建設Gメンが実地調査や改善指導等を実施(令和6年4月~令和7年3月)	・関係省庁と連携した合同 調査を引き続き実施
		・現下の課題である時間外労働規制に適切に対応しつつ、 適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に 建設工事が実施される環境づくりが必要との問題意識の下、 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、魅力ある就 労環境を実現する働き方改革と生産性の向上などの分野に おいて、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策に ついて、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小 委員会において中間とりまとめを実施(令和5年9月)	・昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところ、処遇改善、資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上を大きな柱に、「持続可能な建設業」の実現に向け、建設業法を改正(令和6年6月)(再掲)	・改正法の全部施行に向け、 現場技能者に適正な賃金を 行き渡らせるための制度の 具体化を進める
イ CCUS等の	普及促進	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会」【令和6年3月開催】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」 【4回開催(令和5年度)】を開催し、本システムの運営について検討(再掲)	・建設業団体及び関係行政機関等で構成された「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」【令和7年3月開催予定】及び「建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会」【2回開催(令和6年12月末時点)】を開催し、本システムの運営について検討(再掲)	・引き続き実施 23

4 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ CCUS等の普及促進	・インセンティブ措置・モデル工事の導入等CCUSの活用 について、個別に行政機関と情報共有・意見交換を実施 (再掲)	・インセンティブ措置・モデル工事の導入等CCUSの活用 について、個別に行政機関と情報共有・意見交換を実施 (再掲)	・引き続き実施
	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和5年6月15日開催】(再掲)	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和6年6月20日開催】(再掲)	・引き続き実施
	・CCUS技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行 を可能とするワンストップ申請の運用開始に向けて、主要 な専門工事業団体との事前調整を実施	・CCUS技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするワンストップ申請を運用開始【令和7年3月予定】	・引き続き実施
	・都道府県建産連等と連携し、都道府県レベルでの行政機関、建設業団体等との情報共有や意見交換、普及促進を実施【令和5年度 6回開催】(再掲)	・都道府県建産連等と連携し、都道府県レベルでの行政機関、建設業団体等との情報共有や意見交換、普及促進を実施【令和6年度4回開催(令和6年12月末現在)】(再掲)	・地域の実情を踏まえ、実施
	・CCUSサテライト説明会を開催し、建設キャリアアップシステムの理解促進を図る情報発信を実施【23回開催、参加者数延べ1,271名(令和5年度)】(再掲)	・CCUSサテライト説明会を開催し、建設キャリアアップシステムの理解促進を図る情報発信を実施【18回開催、参加者数延べ1,396名(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
	・CCUS利用者に対する助言等を行うCCUS認定アドバイザーを認定【認定者数:329名(令和5年度)】(再掲)	・CCUS利用者に対する助言等を行うCCUS認定アドバイザーを認定【認定者数:337名(令和6年12月末時点)】 (再掲)	・引き続き実施
	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、50社超が導入または検討を実施(令和5年12月調査) (再掲)	・個々の元請建設企業による技能レベルを技能者手当に反映する取組を水平展開。日本建設業連合会会員企業を中心に、60社超が導入または検討を実施(令和6年12月調査) (再掲)	・引き続き実施
	・ハローワーク及び公的職業訓練施設利用者に対するリーフレットを活用した制度周知やハローワークにおける求職者に対するCCUS登録済み企業への応募を勧奨する取組を継続。また、求人票へのCCUSの取組の記載促進について、高卒用求人にも拡大(令和4年3月通知発出)(再掲)	・ハローワーク及び公的職業訓練施設利用者に対するリーフレットを活用した制度周知やハローワークにおける求職者に対するCCUS登録済み企業への応募を勧奨する取組を継続。また、求人票へのCCUSの取組の記載促進について、高卒用求人にも拡大(再掲)	・引き続き実施
	・労働局及びハローワークが行う建設事業主への雇用管理 指導援助の場面等において、必要に応じCCUSの活用を周 知(令和4年3月通知発出)(再掲)	・労働局及びハローワークが行う建設事業主への雇用管理 指導援助の場面等において、必要に応じCCUSの活用を周 知(再掲)	・引き続き実施

4 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
イ CCUS等の普及促進	・人材確保等支援助成金に新たなコースを創設し、建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:29団体、支給金額:75,868千円(令和5年度)】(再掲)	・人材確保等支援助成金に新たなコースを創設し、建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:33団体、支給金額:27,480千円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・CCUSの普及が一定程度 進んだことから、中小建設 事業主を対象に、CCUSを 活用した雇用管理改善に対 する支援(建設キャリア アップシステム等活用促進 コース)に移行
	・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:38,876人(令和5年度)】(再掲)	・人材開発支援助成金の建設労働者技能実習コースにおいて、CCUS登録者に技能実習を受講させた建設事業主に対して賃金助成の単価を割り増し助成 【対象労働者数:34,727人(令和6年12月末時点)】(再掲)	・引き続き実施
	・建設業の「つなぐ化」事業や建設労働者雇用支援事業の 実施に際し、参加者に対し、適宜、建設キャリアアップシ ステムを紹介(再掲)	・建設業の「つなぐ化」事業や建設労働者雇用支援事業の 実施に際し、参加者に対し、適宜、建設キャリアアップシ ステムを紹介(再掲)	・引き続き実施
ウ いわゆる新・担い手3法の業 界全体への浸透	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更なる処遇改善を推進【令和5年6月15日開催】(再掲)	・学識経験者、建設業団体及び関係行政機関等で構成する 「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、建設キャリアアップシステムの活用を通じた社会保 険加入の徹底、建退共の適正履行の確保など技能者の更な る処遇改善を推進【令和6年6月20日開催】(再掲)	・引き続き実施

(2) 事業主等における雇用管理体制の整備

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 事業主における雇用管理体制 の充実	・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における雇い入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を支援	・委託事業による雇用管理研修の実施により、雇用管理責任者等における雇い入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を支援	・引き続き実施
イ 事業主団体における効果的な 雇用改善等の推進	必要な知識の自特を又振 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:205回、受講者数:6,042人(令和5年度)】 (再掲)	必要な知識の首件を又振 【建設労働者雇用支援事業(雇用管理基礎講習コース) 実施回数:190回、受講者数:5,173人(令和6年12月末時 点)】(再掲)	
	・人材確保等支援助成金による雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等を実施した建設事業主等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(雇用管理研修) 支給実績:565,680千円(令和5年度)】	・人材確保等支援助成金による雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等を実施した建設事業主等に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(雇用管理研修) 支給実績:437,603千円(令和6年12月末時	・引き続き実施
		点)】	25

雇用改善推進体制の整備

(3) 建設関係助成金の活用

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア ニーズ等を踏まえた制度の見 直し、周知徹底	・建設関係助成金について、事業主等からの意見を踏まえ、支給要件の明確化や支給申請の円滑化を図るため、支給要領の記載内容の整理の支給申請様式の改善を検討	・建設関係助成金について、事業主等からの意見を踏まえ、 支給要件の明確化や支給申請の円滑化を図るため、支給要 領の記載内容の整理や支給申請様式の改善を検討	・引き続き実施
イ CCUS普及促進に向けた効果 的な活用	領の記載内容の整理や支給申請様式の改善を検討 ・人材確保等支援助成金に新たなコースを創設し、建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:29団体、支給金額:75,868千円(令和5年度)】(再掲)	・建設事業主団体が構成員等に対して技能者登録料等を補助した場合や登録申請手続を支援した場合、カードリーダー等の導入を支援した場合の経費を助成。また、建設業団体に対し助成金の積極的な活用を周知。 【建設キャリアアップシステム等普及促進コース 計画届受理数:33団体、支給金額:27,480千円(令和6年12月末時点)】(再掲)	・CCUSの普及が一定程度 進んだことから、中小建設 事業主を対象に、CCUSを 活用した雇用管理改善に対 する支援(建設キャリア アップシステム等活用促進 コース)に移行

建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(1) 事業の適正な運営の確保

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 制度の趣旨等に関する指導	・建設雇用改善計画を踏まえた新規・更新の許可、計画変	・建設雇用改善計画を踏まえた新規・更新の許可、計画変	・引き続き実施
イ 認定、許可に係る厳格な審査	更の認定の審査の実施 【建設業務有料職業紹介事業 新規の認定・許可団体数:	更の認定の審査の実施 【建設業務有料職業紹介事業 新規の認定・許可団体数:	
ウ 労働政策審議会への諮問	0団体、計画変更・許可更新の認定団体数:1団体(令和 5年度)】	0団体、計画変更・許可更新の認定団体数:1団体(令和 6年12月末時点)】	
エ 事業主団体に対する指導	【建設業務労働者就業機会確保事業 新規許可企業数:2 企業、更新企業数:0企業、計画変更の認定団体数:0団	【建設業務労働者就業機会確保事業 新規許可企業数:3 企業、更新企業数:11企業、計画変更の認定団体数:2団	
オ 送出労働者等からの申告への 対応	体 (令和5年度)】 ・委託事業の実施により、建設業務有料職業紹介事業の許可を希望する団体に対する建設職業紹介責任者講習及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可を希望する団体に対する雇用管理責任者講習会を開催 【建設労働者雇用支援事業(建設職業紹介責任者講習 受講者数:2人、雇用管理責任者講習 受講者数:130人(令和5年度)】 ・実施計画(建設雇用改善法第12条)の新規認定は該当がなかった。	体 (令和6年12月末時点)】 ・委託事業の実施により、建設業務有料職業紹介事業の許可を希望する団体に対する建設職業紹介責任者講習及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可を希望する団体に対する雇用管理責任者講習会を開催 【建設労働者雇用支援事業(建設職業紹介責任者講習 受講者数:6人、雇用管理責任者講習 受講者数:42人(令和6年12月末時点)】 ・実施計画(建設雇用改善法第12条)の新規認定は該当がなかった。	・引き続き実施 ・引き続き実施 26

5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(2) 事業の活用促進

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア 制度の周知・啓発	・委託事業の実施により、建設業務有料職業紹介事業及び	・委託事業の実施により、建設業務有料職業紹介事業及び	・引き続き実施
イ 制度の実態把握、見直しの検 討	建設業務労働者就業機会確保事業に係る相談・援助を実施 【建設労働者雇用支援事業(建設業務有料職業紹介事業等 に係る相談・援助) 相談件数:14件(令和5年度)】	建設業務労働者就業機会確保事業に係る相談・援助を実施 【建設労働者雇用支援事業(建設業務有料職業紹介事業等 に係る相談・援助) 相談件数:8件(令和6年12月末時 点)】	
	・制度見直しを検討する状況は把握できなかった。	・制度見直しを検討する状況は把握できなかった。	・引き続き実施

6 外国人労働者への対応

(1) 外国人労働者の雇用管理の改善

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
ア ハローワーク等における雇用 管理改善指導	・「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適 切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導	・「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適 切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導	・引き続き実施
イ 労働基準監督署等における法 令遵守指導	・都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外 国人労働者相談コーナー」等において、13の外国語によ り外国人労働者からの労働相談を受け付けるとともに、労 働基準監督署による監督指導においては、外国人労働者も 含めた労働者の労働条件及び安全衛生の状況を確認し、労 働基準関係法令違反が認められた場合には是正を指導して いる。	・都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」等において、13の外国語により外国人労働者からの労働相談を受け付けるとともに、労働基準監督署による監督指導においては、外国人労働者も含めた労働者の労働条件及び安全衛生の状況を確認し、労働基準関係法令違反が認められた場合には是正を指導している。	・引き続き実施

(2) 技能実習生の適正な受入れ

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
技能実習生の適正な受入れ	・外国人技能実習機構等において、実習実施者等に対し、 技能実習法令等の遵守に向けた周知・指導を実施	・外国人技能実習機構等において、実習実施者等に対し、 技能実習法令等の遵守に向けた周知・指導を実施	・技能実習制度から育成就 労制度への移行も見据えつ つ、引き続き実施
	・外国人雇用状況届出における在留資格「技能実習」のうち、建設業の人数:88,830人(令和5年10月末時点)	・外国人雇用状況届出における在留資格「技能実習」のうち、建設業の人数:107,229人(令和6年10月末時点)	・技能実習制度から育成就 労制度への移行も見据えつ つ、引き続き実施

6 外国人労働者への対応

(3) 特定技能外国人の適正な受入れ

項目	令和 5 年度実施状況	令和 6 年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
特定技能外国人の適正な受入れ	・建設分野の特定技能の外国人受入れに関する計画の認定について、同一技能・同一賃金や技能習熟に応じた昇給、建設業許可、CCUSへの登録等の認定基準を受入企業に対して徹底するほか、就労開始後においても巡回指導を実施【指導件数:1,338件(令和5年度)】	・建設分野の特定技能の外国人受入れに関する計画の認定について、同一技能・同一賃金や技能習熟に応じた昇給、建設業許可、CCUSへの登録等の認定基準を受入企業に対して徹底するほか、就労開始後においても巡回指導を実施【指導件数:1,010件(令和6年11月末時点)】	・引き続き実施
	・特定技能在留外国人数(法務省出入国在留管理庁公表) 【建設分野:24,463人(令和5年12月末時点)】	・特定技能在留外国人数(法務省出入国在留管理庁公表) 【建設分野:35,022人(令和6年9月末時点)】	・引き続き実施

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

項目	令和 5 年度実施状況	令和6年度実施状況	今後の予定 (令和7年度)
新型コロナウイルス感染症の状況 を注視した工期に関する基準等の 遵守	・新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化を踏ま え、「工期に関する基準」から当該感染症の項目を削除す ることを検討中	・新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化を踏まえ、「工期に関する基準」から当該感染症の項目を削除 (令和6年3月)	-